

松江市史講座 2018年9月15日

荘園のしくみと下地中分

西田友広

はじめに

中世社会の基本的な社会構造としての荘園・公領制

武士（地頭）の台頭と下地中分

その実態は？

■■■1 荘園のしくみ ■■■

■1-1 荘園の空間■

中世の荘園 「領域型荘園」

カセ（峠の山偏を木偏にした字）田荘絵図【図1】

持田荘（松江市の東持田町・西持田町付近）

嘉禎2年（1236）3月8日 持田荘所当米注進状写【史料1】

嘉禎2年（1236）3月日 持田荘預所等下文写【史料2】

【地図1】※『松江市史 通史編 中世』189頁・図2-3も参照

持田荘の寺社

仁佐社 持田神社

高野寺 『雲陽誌』によれば「高野」に所在

尾蔵寺 小倉に所在

賀茂社 和田の「山根」に所在

日吉社 日吉に所在

安養寺 「柏木」付近の「安養寺」に所在か

持田荘の田

総田数 約59町=212400坪=約70ヘクタール

1町=10段、1段=360歩、1歩=1坪=約3.3㎡=0.033アール

1段は約34・5メートル四方

除田 約20町

仏神田 神社・仏寺の経費

給田 荘官らの給与

損田 約4町

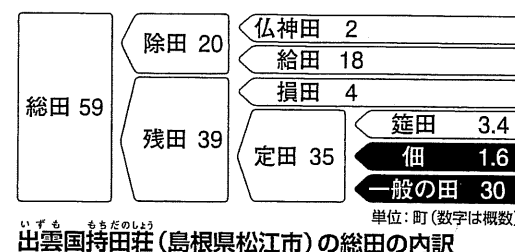
河成 水害による耕作不能地

不作 耕作不能地

定田 約35町

蒔田 蒔付米用の田？年貢として蒔を収める田？

佃 収穫の全てが年貢となる田、1段につき約1石



一般の田 1段につき2斗5升が年貢となる田

年貢高は総計約91石

1石=1貫文、1貫文=10~20万円だと910万~1820万円

玄米1キロ500~1000円とすると628.5万円~1365万円

但し、国衙が把握する、国衙による課税対象面積は15町5段半

文永8年（1271）11月日杵築大社三月会頭役結番帳（『松』196）七番

持田荘の名

給名 光重名・宗重名・成光名

本名 包光名・助光名・則光名・重真名・真守名・包末名

浮名

■1-2 荘園に関わる人々■

出雲国持田荘の場合

地頭・預所・定使・公文・下司・催・加催・御使・名主・百姓

荘園領主

本家 蓮華王院 元弘3年（1333）11月12日後醍醐天皇綸旨（『松』293）

領家 水無瀬家 暦仁2年（1239）2月9日後鳥羽上皇置文・同10日同書状

（『松』146・147）

地頭 土屋氏 文永8年（1271）11月日杵築大社三月会頭役結番帳

（『松』196）

地頭

治承・寿永の乱や承久の乱で幕府に敵対した荘官などに代わって幕府が設置

従来の荘官の権限・権益を引き継ぐ、その内容は荘園ごとの先例により様々

よるべき先例が無い、または得点が少なすぎる場合は新補率法を適用

多くの場合、現地の地頭が年貢を徴収、預所を介して京都の荘園領主へ送付

■■■2 下地中分 ■■■

■2-1 荘園支配をめぐる紛争■

地頭の非法 先例・新補率法以上の収取、年貢の滞納

不安定な農業生産 限られた生産物の配分をめぐる争い

年貢（=収入）を確保するためには、土地そのものの掌握が重要に

■2-2 法喜荘の下地中分■

応長元年（1311）6月13日 法喜荘一分地頭奈古宗重代成光和与状【史料3】

応長元年（1311）7月7日 六波羅裁許下知状【史料4】

正和元年（1312）7月27日 六波羅裁許下知状（『松』258）

法喜荘（松江市春日町付近）

本家 九条家

領家 東福寺

預所 教泉

地頭 惣地頭如願、一分地頭尼浄阿・覚春・幸成・奈子宗重

※『松江市史 通史編 中世』201頁・図2—5も参照

訴訟の流れ

法喜荘の預所教泉が一分地頭奈古宗重を六波羅探題に訴える

奈古宗重方では地頭代成光が訴訟に対応

応長元年（1311）6月頃、和与（和解）が成立

「宗重分領田畠・山野・荒野以下」を「折中」し、坪付帳を作成

6月12日に教泉が和与状を作成

6月13日に地頭代が和与状を作成

閏6月29日に領家東福寺が和与状を確認

東福寺知事都官元性が六波羅探題に和与を受け入れる旨の書状を提出

7月7日に和与状の裏に六波羅探題の奉行人が証判

同日、六波羅探題が裁許下知状を発給

正和元年（1312）には惣地頭およびその他の一分地頭とも和与が成立

坪付帳

例、元亨3年5月3日金岡東荘 【史料5】（『鎌倉遺文』37—28392～4）

下地中分絵図

例、正嘉2年11月日 伯耆国東郷荘下地中分絵図【図2】

■2—3 下地中分の結果■

下地中分と中世荘園の支配構造

同じ荘園のしくみの中で上下の関係にあった領家と地頭は、領家分・地頭分のそれぞれの土地を独自に支配する領主として対等な存在となった

地頭とそれに伴う幕府の影響を排除した領家分では、領家の支配が強化

土地の引き渡しや分割の実施の在り方をめぐる紛争や、分割後も境界争いが続く場合もあった

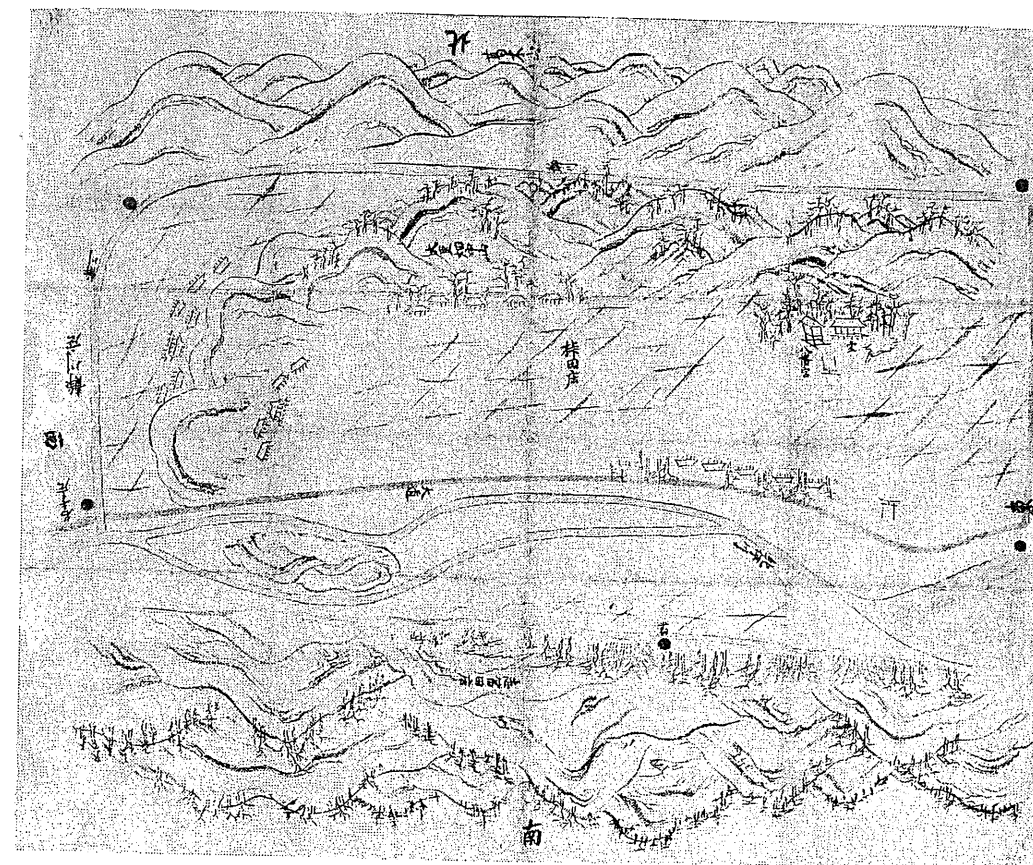
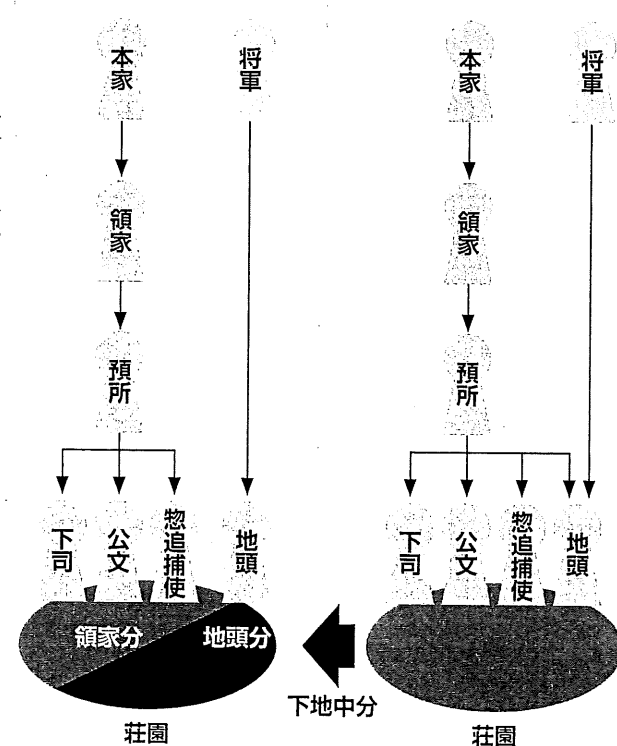


図1

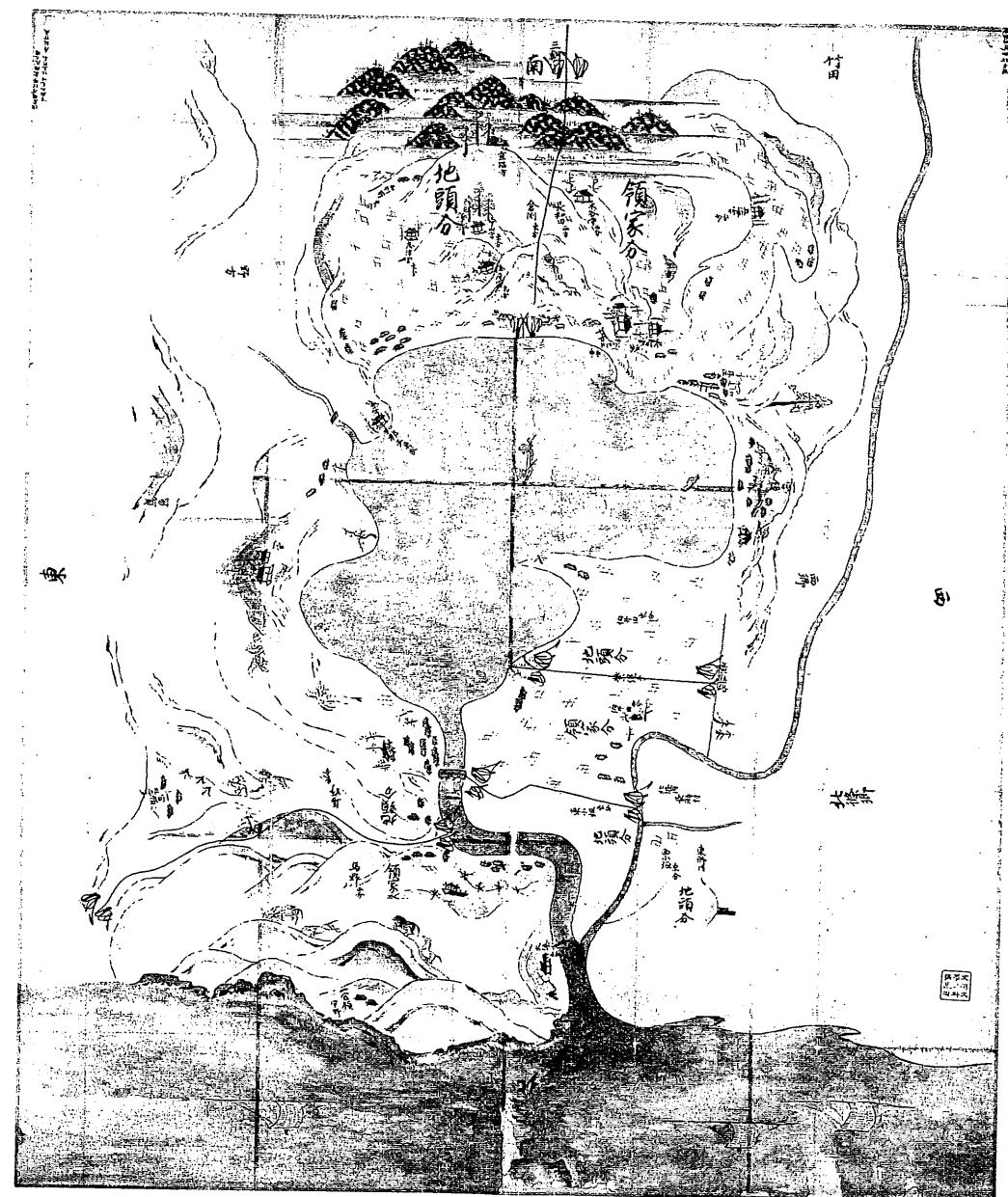


図2

No. 2

史料 1

143 持田荘所当米注進写 (水無瀬神宮文書)

△鎌倉遺文四九四〇

- 持田庄注進嘉禎元年所当米目六事
- 合伍十九町一段内
- 除田神田老町九段六十歩 天フクニハ二丁三反六十歩也
- 仁佐社御祭五段 同社元節供四段小□□ソウ
- 同社勅田一反 高野寺灯油一段小
- 尾藏寺十八日講田一段 賀茂社神田一段天フクハ、日吉社申日御供田二反安養寺灯油六段
- 御給五丁四段 地頭正作二町八段
- 一 預所正作四丁六段半 光重名二丁半、本一丁八反、講田一反小
- 一定使給九段半 公文給五段
- 一下司給一丁九反半 催給二段 加催給六段
- 一成光名一丁 新三郎給一段
- 并除田式十丁大
- 残田三十九丁小 河成五段□三百歩 不作三十五段
- 定田參拾四丁九段半 延田□丁三段大
- 御佃一町六段六十分 分米十六石一斗六升七合
- 二斗五升代廿九丁九段大 分米七十四石九斗一升四合
- 都合所当米九十一石七升七合
- 此文書、□給田者、一色不給歟、以前文書也、
- 嘉禎二年三月八日 御使三膳在判

史料 2

144 領家下文写 (水無瀬神宮文書)

△鎌倉遺文四九四一

- 持田村 道教後家ヨリ給文書之由申、
- 可早存知勸農名々事
- 一 於本名等包光・助光・則光者、所当公事之間、不及改沙汰事也、
- 一 浮名者、例田者所当一色五斗代内、かてう米五升、三斗同、
- 一 色四斗五升代内五升、停止万難事、
- 為起請田可弁所当也、
- 右、当村百姓□依有申旨、□去年定□□三斗五升代之起請田畢、而浮名等、猶公事難堪之由云々、然者今年許者、如彼斗代、可究済之状如件、但相好公事之各輩者、可任其意、仍存此之旨、可弁済所当、故以下、
- 嘉禎三年三月 日 公文僧 地頭石馬允平在判 預所沙弥在判

史料 3

御内村一分地頭奈古宗重代成光与状

(九条家文書・「松」中世二五五)

(端裏書)

「御内村一分地頭宗重代和与状 応長元・後六・廿九」

和与

出雲国法喜莊預所教泉と当莊御内村一分地頭奈古五郎宗重代成光と相論する所務条々の事

右、和与の儀を以つて、宗重分領の田畠・山野・荒野以下を折中せしむるところなり(坪付別紙これ在り)。然る間、教泉訴訟を止むるの上は、異儀に及ばず。此の状に背き、向後違乱有らば、相互に罪科に申し行はるべきなり。よつて和与の状、件の如し。

地頭代成光(花押)

(奉行裏封)

「後証の為、奉行人裏を封するところなり。」

應長元年七月七日

玄基(花押)

正証(花押)

史料 4

六波羅下知状(九条家文書・「松」二五六)

出雲国法喜莊(領家東福寺)預所教泉と当莊内御内村一分地頭奈古五郎宗重代成光と相論する所務条々の事

右、教泉の状の如くんば、「出雲国法喜莊内御内村一分地頭奈古五郎宗重代成光と預所教泉と相論する所務条々の事。和与の儀を以つて、宗重分領の田畠・屋敷・山河・荒野等を折中せしむるの間、教泉訴訟を止め畢んぬ。よつて彼の状に背き、違乱有るべからず。」と云々。宗重代成光の状の如くんば、「和与の儀を以つて、宗重分領の田畠・山野・荒野以下(坪付別紙これ在り)を折中せしむるところなり。然る間、教泉訴訟を止むるの上は、異儀に及ばず。此の状に背き、向後違乱有らば、相互に罪科に申し行はるべきなり。」と云々。てえれば、教泉の訴に就きその沙汰有るの処、折中すべきの旨、今年六月十二日・同十三日、両方与状を出だすの上、東福寺知事都宣元性状を出だす処なり。彼の状等に任せて、相互に違乱無く沙汰を致すべきの状、下知、件の如し、

應長元年七月七日

越後守平朝臣(花押)

前越後守平朝臣(花押)

史料 5

〇二八三九三 備前金岡東莊領家地頭分田帳

(上通書) 備前金岡東莊内地頭庶子長綱跡尼了明分領田地頭分文事

合 領家方

海・面里

卅坪

貳段拾伍代

下國重作

塩屋

一坪

壹段加沼田五段内也、

下國重作

塩屋

一坪

壹段加沼田五段内也、

下國重作

以上參段拾伍代

一 地頭方

塩屋

一坪

肆段加沼田五段内也、

下國重作

竹屋

六坪

肆拾伍代

下國重作

一 塩屋

卅六坪

壹段貳拾代

太子堂敷

右、領家地頭分文如件、

元亨參年五月七日

地頭代紀政綱(花押)

預所藤原義幸(花押)

地図 1

